第百四十九条の二第二項及び第百四十九条の四	第百四十九条の四	提出等）	電磁的記録の複製
		読み替える	電磁的記録を記録した記録媒体
			提出等）並びに船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十
			、船舶所有者等責任制限事件手続規則第三十七条の十中「同条の文書の写し」とあるのは「第三十七条の十三において読み替えて準用する同規則第百四十九条の二第一項の電磁的記録を記録した記録媒体」と読み替える
第百八十四条及び第百八十九条第三項			電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書
第百八十九条第一項			電子上告提起通知書（上告の提起があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）
第百八十九条第二項及び第三項			電子上告提起通知書
第百九十四条			による電子上告提起通知書
第百九十五条			被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面）
第百九十九条第二項			電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書
第二百九条			電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書
			上告提起通知書
			上告提起通知書
			による上告提起通知書
			被上告人の数に六を加えた数の副本
			上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書
			上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書